

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し 労働局へ届出しましょう！

★女性活躍推進のための行動計画の策定ポイント

その1 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行いましょう

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合は？
- ②男女の平均勤続年数の差は？
- ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況は？
- ④管理職に占める女性労働者の割合は？

その2 行動計画を策定し、社内周知、公表を行いましょう

上記で把握した課題分析の結果を勘案し、行動計画を策定します。
併せて労働者への周知、外部への公表を行いましょう。

その3 愛媛労働局へ届出をしましょう

行動計画を策定・変更した場合には、「一般事業主行動計画策定・変更届」を
郵送又は持参により愛媛労働局へ届け出てください。

その4 取組の実施、効果の測定を行いましょう

策定した行動計画の進捗状況、目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じてその後の
取組や計画に反映させるサイクルを確立させましょう。

※常用労働者数101人以上の企業は、行動計画の策定・届出等が義務付けられています！



★女性の活躍推進企業データベースをご活用ください

自社の女性の活躍に関する情報公表や、行動計画の外部への公表の際、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「[女性の活躍推進企業データベース](#)」をぜひご活用ください。また、学生をはじめとした求職者が利用しやすいように、スマートフォン版もありますので、ぜひご利用ください。

★えるぼし認定取得をめざしましょう

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。



女性の活躍推進企業データベース

働く場所は、
わたしが**見**つける

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の
活躍状況に関する
情報・行動計画を

厚生労働省認定
21,701社
(パート・アルバイト)
30,827社
(パート・アルバイト含む)

愛媛県の実施する新しい「ひめぼす宣言事業所」認証を申請するためには、女性活躍のための行動計画の策定等が必要です！

女性活躍推進、えるぼし認定に関するお問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎ 089-935-5222